

京都市消防局担当局長等の担当事務の名称に関する規程

平成31年3月26日

京都市消防局訓令乙第16号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局担当局長の担当事務の名称に関する規程を次のように定める。

京都市消防局担当局長等の担当事務の名称に関する規程

(担当局長)

第1条 京都市消防局組織規則第4条第8項に規定する消防局長（以下「局長」という。）が定める担当局長の担当事務の名称は、次に掲げる名称とする。

- (1) 防火・防災等地域連携
- (2) 広域消防連携・救急対策

(担当部長)

第2条 京都市消防局組織規則第4条第9項に規定する局長が定める担当部長の担当事務の名称は、次に掲げる名称とする。

- (1) 救急

(担当課長)

第3条 京都市消防局組織規則第4条第10項に規定する局長が定める担当課長の担当事務の名称は、次に掲げる名称とする。

- (1) 企画
- (2) 調査鑑識
- (3) 消防救助
- (4) 支援
- (5) 救急教育

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日京都市消防局訓令乙第14号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。